

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、変化の激しい経営環境の中にあって利益ある成長を達成するため、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化が重要であると認識しており、

1. 経営の透明性と健全性の確保、
2. スピードある意思決定と事業遂行の実現、
3. アカウンタビリティ(説明責任)の明確化、
4. 迅速かつ適切で公平な情報開示、

を基本方針として、その実現に努めています。

今後も、社会環境・法制度等の変化に応じて、当社にふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け、必要な見直しを行なっていく方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

【補充原則1-2-4】

当社は、英文による情報提供等、海外投資家が議決権を行使しやすい環境整備の有用性を認識しており、英訳等の対応につきましては、適切なコストや時期等を総合的に勘案して検討してまいります。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

会社の目指すところ(経営理念等)は、当社ホームページ企業情報の「社是」に記載の通りとなります。「社員・家族・顧客・株主・取引先と共に歩み社会価値創出を通してそれぞれに幸せを分配することを目指す」を基本理念に経営戦略、経営計画を策定しております。しかし当社の事業環境における経営状況の変化は激しく、具体的な数値目標に縛られ柔軟な対応が阻害されないよう、現在経営戦略・経営計画に係る具体的な数値等は公表しておりません。

【補充原則3-1-2】

当社は、海外投資家に向けた英語での情報開示・提供の有用性を認識しており、今後の株主構成等を勘案し検討してまいります。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-2】

会社の目指すところ(経営理念等)は、当社ホームページ企業情報の「社是」に記載の通りとなります。「社員・家族・顧客・株主・取引先と共に歩み社会価値創出を通してそれぞれに幸せを分配することを目指す」を基本理念に経営戦略、経営計画を策定しております。しかし当社の事業環境における経営状況の変化は激しく、具体的な数値目標に縛られ柔軟な対応が阻害されないよう、現在経営戦略・経営計画に係る具体的な数値等は公表しておりません。なお、公表はしておりませんが中期経営計画の目標に対する実績分析は毎回実施し次期計画に反映しております。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4-2-1】

当社は、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第36回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与による役員報酬制度導入のための新たな報酬枠をご承認いただいております。

【原則4-11. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会は以下のとおり実効的に運営されております。

1) 取締役会規程に基づき決議事項として選定し、取締役会を原則毎月開催することにより、適時・適切に審議しております。

2) 監査等委員が各取締役に対して必要に応じて取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。

分析・評価結果の概要の開示につきましては、今後検討してまいります。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定しておりますが、当社の事業環境における経営状況の変化は激しく、具体的な数値目標に縛られ柔軟な対応が阻害されないよう、現在経営戦略・経営計画に係る具体的な数値等は公表しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社では政策保有株式は現在保有しておりません。また政策保有株式の保有予定はありませんが、保有する場合は基準を策定・開示いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主等との取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。関連当

事者間の取引については、該当する取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数より除外した上で、取締役会において決議しております。また年度毎に関連当事者間取引の有無について、全取締役本人に確認をしております。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役(監査等委員である取締役含む)の報酬等を決定するに当たっての方針は、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としております。特に賞与(決算賞与)については、株主への還元額、社員の賞与、過去の支給実績などを基に総合的に決定しております。手続については、方針に基づき内容を検討し、取締役会が決議しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員である取締役の指名を行うに当たっての方針は以下のとおりであります。
1)経営陣幹部選任、取締役候補指名におきましては、当社の社是を理解し、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。
2)取締役・監査等委員である取締役候補指名におきましては、財務・会計・法律等に関する知見、当事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、総合的に検討しております。
手続については、方針に基づき内容を検討し、取締役会が決議しております。

(5)取締役会が(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員である取締役の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役候補の選任・指名理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【原則4－1. 取締役会の役割・債務(1)】

【補充原則4－1－1】
当社は、法令及び社内規程の定めるところに従い、取締役会にて決定すべき事項としているもの以外の個別の業務執行については、経営陣に委任することとし、適時適切な業務執行を実現するよう努めております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は社外取締役を2名選任しております。それぞれ弁護士と元大手証券会社の引受審査部長を経験しており高い専門知識と経験より、取締役会における独立した立場で意見交換を行っており、経営の監視及び監督は機能しております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法および東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4－11. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4－11－1】
当社は、取締役会は多様な知識、経験、能力を備えた構成員により構成されることが必要であると考えております。すなわち、業務執行の監督と重要事項に係る意思決定をするためにはこのような構成員により取締役会の多様性が確保されることが不可欠であると考えております。また、取締役会における十分な議論及び検討並びに迅速な意思決定の確保の観点からは、取締役会の構成員の人数は取締役(監査等委員である取締役を除く)10名以内、監査等委員である取締役5名以内、計15名以内であることが適切であると考えております。手続については、上記方針に基づき内容を検討し、取締役会が決議しております。

【補充原則4－11－2】

当社は、事業報告および株主総会参考書類において、取締役・社外取締役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しております。

【原則4－14. 取締役のトレーニング】

【補充原則4－14－2】
取締役(監査等委員を含む)については、法・規則や時々の情勢に適した内容で社外講習会や交流会に参加する機会を設け、取締役(監査等委員を含む)として必要な知識の習得および取締役(監査等委員を含む)の役割と責務の理解促進に努めております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、代表取締役が中心となって、株主・投資家との主体的かつ効果的な対話を行っております。代表取締役による半期に1度の決算説明会や株主総会後の株主向け説明会の開催に加え、個人投資家向け説明会の開催や機関投資家等の投資家への対応のほか、説明会資料や動画を適宜、当社ウェブサイトに掲載しております。
そして必要に応じてIR担当取締役、IR担当部署が補佐し、株主・投資家との円滑な対話を実践するために、IR担当部署が中心となって関連部門間の連携を図っており、株主・投資家との対話で得られた意見は必要に応じて取締役会が共有し、企業価値の向上に努めております。
なお、株主・投資家との対話に関しては、内部情報管理規程に基づきインサイダー情報の漏洩防止に努めております。
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。
1)株主・投資家との対話に関しては、IR担当取締役が統括し、主体的かつ建設的な対話に努めております。
2)IR担当部署が中心となって、株主・投資家との円滑な対話を実践するために、資料の作成に必要な情報を共有するなど、関連部門間の連携を図っております。
3)IR担当部署が窓口となり、株主・投資家の要望に応じて代表取締役、IR担当取締役、IR担当部署が個別面談に積極的に対応するほか、代表取締役による決算説明会や個人投資家向け説明会の開催に加え、株主総会後の株主向け説明会を実施しております。
4)株主・投資家との対話で得られた意見は、必要に応じて経営陣にフィードバックし、情報の共有および活用を図っております。
5)株主・投資家との対話に関しては、内部情報管理規程に基づきインサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エス・エヌ・ケー	6,936,600	25.01
株式会社光通信	4,057,500	14.63

大久保 秀夫	3,420,800	12.33
大久保 洋子	1,570,000	5.66
フォーバル社員持株会	850,128	3.06
オリックス株式会社	480,000	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	469,800	1.69
株式会社高文	270,200	0.97
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	240,000	0.86
株式会社インフォサービス	191,100	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は下記上場子会社2社を有しております。

- ・(株)フォーバルテレコム(東京第二部上場)
- ・(株)フォーバル・リアルストレート(東京JASDAQ(スタンダード)上場)

上記上場子会社を含む当社グループは、「激変する経営環境へのスピーディーな対応」とともに、連結経営時代に対応する「グループ経営の強化」、さまざまなステークホルダーとの信頼関係を強化するための「企業の社会性・経営の透明性の向上」をめざし、コーポレート・ガバナンスを強化していきます。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松坂 祐輔	弁護士								○			
小野 隆弘	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松坂 祐輔	○	○	松坂祐輔氏は当社が顧問契約を締結している東京平河法律事務所に所属する弁護士であり、当社は同事務所に対して顧問契約に基づいた顧問料の支払がありますが金額的重要性はありません。	松坂祐輔氏は弁護士資格を有し、当社の社外取締役として公正かつ中立の立場で当社の経営を監視することを期待しており、また一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当していないため、独立役員に指定します。
小野 隆弘	○	○	——	小野隆弘氏は元大手証券会社の上場引受審査業務を経験しており、当社の社外取締役として公正かつ中立の立場で当社の経営を監視することを期待しており、また一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている事項に該当していないため、独立役員として指定します。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人について専任者はありませんが、監査等委員会は、必要がある場合は、事前に内部監査管掌取締役へ通知したうえで内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができることとしております。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとしております。また、監査等委員会から専任の従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査等委員会の同意を得て任命するようにしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、平成28年度においては優成監査法人との間で、会社法監査及び金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。当社の監査等委員会は会計監査人と緊密な連携を保ち、会計監査人の監査計画の聴取を行い、監査結果の報告を受けるだけでなく、常勤の監査等委員を中心に適時必要な情報交換、意見交換を行っております。

〔定期〕 会計監査人の監査計画の聴取、決算監査結果報告

〔不定期〕 適時情報交換

また当社では、内部管理体制の強化と機動的かつ柔軟な組織体制の両立を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。内部牽制組織として、内部監査室を設置し、当社の諸業務が法令及び社内規定等に準拠し、合法かつ適正に行われているかについて随時内部監査を実施しております。

監査等委員会と内部監査室とは、情報交換及びお互いに連携を図り、内部監査による重要な発見事項があった場合には、その内容、対処について監査等委員会に報告する体制を確保しております。

〔定期〕 内部監査計画の確認、内部監査報告書の確認

〔不定期〕 部門監査の立会い、適時情報交換

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

ストック・オプション制度は導入しておりますが、現在、取締役にに対して付与はしていません。また、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第36期定時株主総会において譲渡制限付株式の付与による役員報酬制度導入のための新たな報酬枠をご承認いただいております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、対象者に付与することにより、株主と「株主価値の増大」という目標を共有し、短期的な利益拡大や株価上昇を目指すのではなく、中長

期的かつ安定して価値を増大させることを目指す体制にしていきたいと考えております。
現在、付与しているストックオプションはありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書、事業報告において全取締役の総額を開示しております。

平成28年3月期に支払った報酬額
取締役(監査等委員を除く)報酬額 244,403千円(対象者5名)
取締役(監査等委員) 報酬額 15,901千円(対象者3名)
監査役 報酬額 4,500千円(対象者4名)
合計 264,804千円(12名)

当社は平成27年6月19日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。監査役3名は同日付で監査役を退任し、取締役(監査等委員)に就任したため、報酬額及び人数については、監査役期間は監査役、取締役(監査等委員)期間は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

専任者はありませんが各担当部が補佐業務を担っています。
取締役会の案内および事前資料配布は取締役会運営担当部が行っており、また審議事項に関する事前相談および経過報告についても営業、経理、総務、人事等の各担当部が直接もしくは取締役会運営担当部を通して行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名と監査等委員である取締役3名で構成され、毎月1回以上取締役会を開催するとともに、緊急課題に対しては臨時取締役会を開催して対処しております。
また、当社は監査等委員会設置会社制度を採用しており、監査等委員である取締役が取締役の職務執行を監視する役割を担っております。監査等委員会は3名で構成されており、日々公正な監査を行うとともに、毎月1回以上監査等委員会を開催し、また代表取締役と3ヶ月に1回定期ミーティングを行い、取締役の業務執行に対して厳正に対応しております。監査等委員会の機能強化に関する取り組み状況について、法務・財務・会計に関する知見を有する監査等委員を選任しており、また社外取締役2名を独立役員として選任しております。
平成28年3月期においては取締役会を計17回開催し、当社の業務執行を決定いたしました。また、監査役会は3回及び監査等委員会は計10回開催され、監査方針、監査計画及び監査結果を協議いたしました。
また、当社は執行責任者会議を月1回開催しており、取締役及び常勤監査等委員、各部門責任者が出席し、業務執行の状況を把握できる体制をとっております。

会計監査は優成監査法人に依頼しており、金融商品取引法及び会社法に基づいた通常の監査を受けております。

なお、平成27年度において業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

優成監査法人 指定社員 業務執行社員 須永真樹

優成監査法人 指定社員 業務執行社員 佐藤健文

優成監査法人 指定社員 業務執行社員 小野潤

監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士2名、会計士補等3名、その他2名

顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じてアドバイスを受けております。

さらに、コンプライアンス(法令遵守及び社会規範遵守)に関する社員の具体的な行動規範を示した「コンプライアンス規範」を制定しており、率先して啓蒙活動を行うなど、コンプライアンス経営を企業の取り組むべき社会的責務として認識し実践しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採っておりますが、これは、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督の強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営の実現を目指すためであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日をはずし、その日以前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	第36期定時株主総会よりインターネットによる議決権行使が可能になりました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算終了後に決算説明会を開催し、決算概要、経営戦略等について説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、決算説明会資料、招集通知	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室 IR事務連絡担当者 萩原	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	＜株主・取引先に向けた取組み＞ 株主に対し株主総会の後に会社説明会形式で会社の状況をより理解していただくための場を設けております。また、取引先等の要望に応じてご説明の場を設けております。 ＜役員や管理職への女性の登用に関する現状や登用促進に向けた取組み＞ 女性管理職・役員の登用については、性別にかかわらず、能力・識見・人格等を公正に評価しており、またキャリアアップに向けた研修の充実や出産・育児・介護との両立が可能な人事制度を推進しておりますので意欲と能力のある女性社員の管理職・役員への登用が自ずと進むものと考えております。中長期的な成長のための課題として、女性の活躍促進である仕事と育児との両立に向けた職場環境の整備や女性のキャリア形成支援に積極的に取り組んでおり、女性社員が出産・育児を目的とした長期休暇制度として、産前産後休暇・育児休業休暇が整備され、また出産後も仕事を継続しやすい環境を整えるため、時短勤務制度を実施しております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）を整備いたします。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 全取締役が、各種会議等の機会を通じて法令等順守重視の姿勢を明確に示しつつ、「フォーバル・グループ企業行動指針」及び「フォーバル・グループ役職員行動指針」を徹底する等により、法令等順守重視の企業風土の醸成を進める。

(2) 経営に関する監督機能の強化・充実のため監査等委員会を設置し、監査等委員である社外取締役を置く。

(3) 法令等順守体制の充実強化のためにコンプライアンス担当取締役を置き、当該体制の整備と推進に当たる。

(4) 当社の従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口にもその旨を報告する仕組みを運用する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理ルールに基づいて各所管部署が適切に保存及び管理し、取締役の閲覧に供する。

(2) 文書管理の統括部署は、文書管理の運用状況を毎年検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部署に対して文書等の適切な保存及び管理を指導する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営企画部門をリスク管理担当部門として、リスク管理に関する基本ルールに基づき、体系的なリスク管理体制の確立を図り、関連規程の見直しまたは制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、研修の実施等を通じてリスク管理体制を整備する。

(2) リスクの発生または発見時に、リスク管理担当部門が取締役会への報告及び社外への開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を整備する。

(3) 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを整備する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会を原則として毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。

(2) 取締役会の効率化を図るため、常勤取締役を含めた執行責任者が参加する会議を原則として毎月開催し、執行状況を確認し取締役会の決定事項の徹底を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 「フォーバル・グループ企業行動指針」及び「フォーバル・グループ役職員行動指針」が子会社の役員・従業員全員へ浸透するよう努めることにより、企業集団全体の業務の適正確保を図る。

(2) 子会社の自主性を尊重しつつ必要な助言・支援を行う等により、それぞれの内部統制システムの整備を促進する。

(3) 「グループ会社に関する規程」に従い、子会社がその業績状況、財務状況及び経営上重要な事項について当社へ定期的に報告する体制を整備する。

(4) 常勤取締役と子会社の取締役で構成される報告会を原則として毎月開催し、業績の把握を行い各子会社の経営状況について検討を行い、適切な指示・対応を行う。

(5) リスク管理に関する基本ルールに従い、子会社はリスクを発見した場合には速やかに当社のリスク管理担当部門に報告を行い、当社は子会社に対し事案に応じた支援を行うとともに社外への開示の必要性を判断する。

(6) 子会社の自主性を尊重しつつ、子会社が組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適時適切に見直し、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を最適の状態に保つよう支援する。

(7) 当社の内部監査部門は監査を通して子会社に、法令順守、リスク管理及び業務の適正性を確保するための指導・支援を行うとともに、子会社役員及び従業員が法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに直接、当社通報窓口にもその旨を報告する仕組みを整備する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 監査等委員会は、必要がある場合は、事前に内部監査管掌取締役に通知したうえで内部監査担当者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。

(2) 監査等委員会から専任の従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取した上で人選し、監査等委員会の同意を得て任命する。

7. 前号の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 前号(1)により、監査等委員会から命令を受けた従業員は、その命令の遂行に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令

を受けず、また、実施結果の報告は監査等委員会に対してのみ行うこととする。

(2)取締役は、監査等委員会の命令を受けた従業員に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。

(3)前号(2)により専任の従業員を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査等委員会の同意を得るものとする。

8. 当社及び子会社の役員(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社及び子会社の役員(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び従業員等は、次の場合には、当社の監査等委員会に対して速やかに報告しなければならないものとする。

1)法令または定款に違反する事実を発見したとき

2)当社またはグループ会社(子会社または関連会社)に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき

(2)当社及び子会社における法令及び定款の順守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、随時、内部監査管掌取締役または担当部門長から監査等委員会に報告する体制を整備する。報告事項及び報告の方法については、監査等委員会との協議により決定する。

(3)監査等委員会に(1)の事実を報告した当社及び子会社の役員(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び従業員等に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしない。

9. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を確保することができる。

(2)監査等委員が(1)の予算以外に緊急または臨時に支出した費用についても、特段の理由がない限り全額会社が負担するものとする。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役と監査等委員会との間の定期的な意見交換会を実施する。

(2)監査等委員会に対して内部監査の実施状況について報告するとともに、監査等委員会が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力との関係を排除することを基本方針とし、「フォーバル・グループ行動指針」及び「反社会的勢力対応規程」の内容を順守し、反社会的勢力との関係を遮断することに取り組んでおります。

(2)総務部を対応統括部署とし、管轄警察署、関係機関が主催する連絡会、顧問弁護士等に指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ、情報収集・管理に努めております。。

Vその他

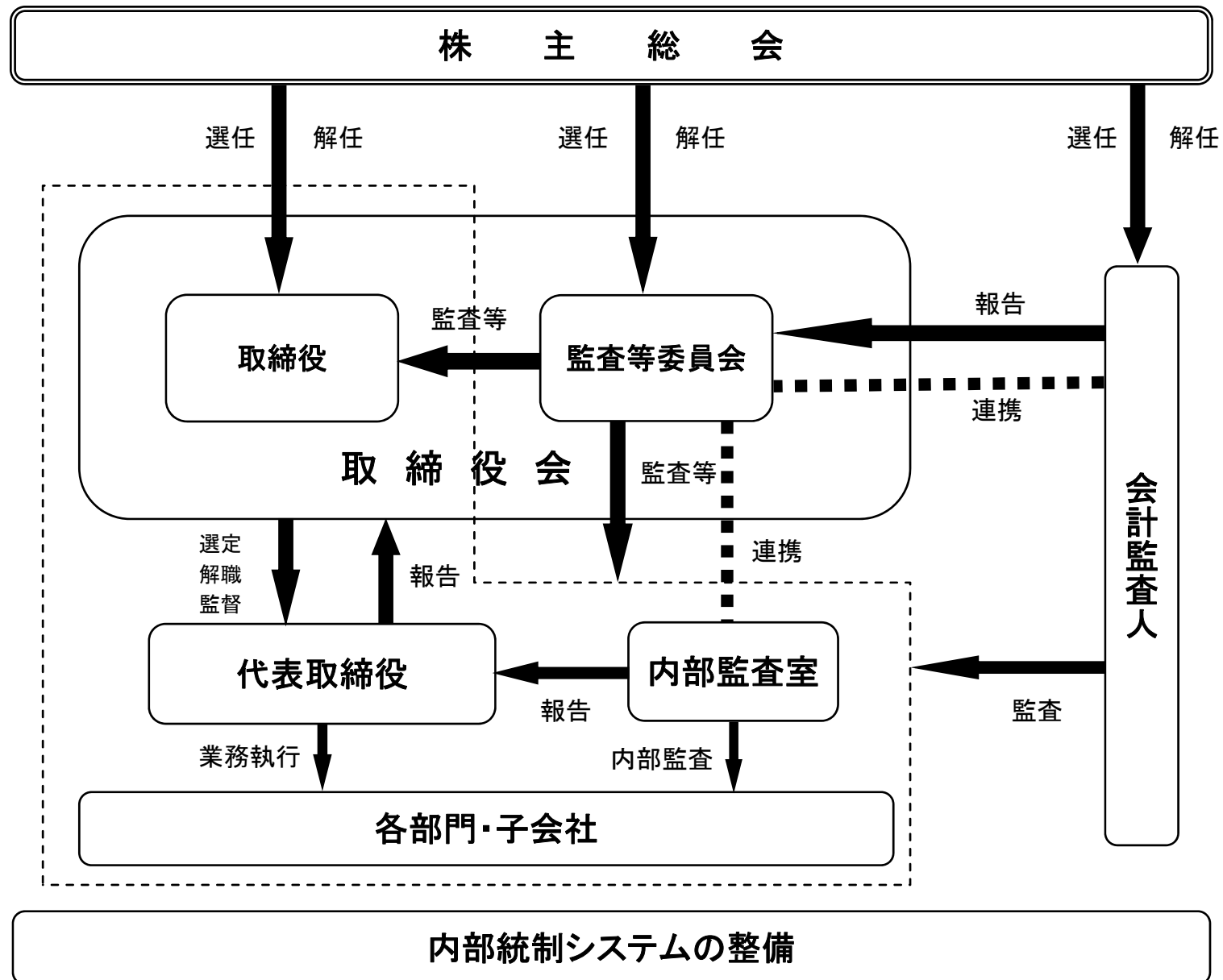
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要(模式図)

